

ID: 190

担当部署: 都市基盤部 道路課

処分の概要	占用料の減免(西東京市道路占用料等徴収条例第3条の準用)		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市特定公共物管理条例 第9条第2項		
例 規 番 号	平成14年条例第11号		
【根拠条文】 (占用料の徴収等) 第9条 市長は、占用者等から特定公共物の占用料を徴収する。 2 前項の規定による占用料の徴収については、西東京市道路占用料等徴収条例(平成13年西東京市条例第130号)第2条から第5条までの規定を準用する。 【基準】 準用する西東京市道路占用料等徴収条例第3条の規定による。 (占用料の減免) 第3条 市長は、次に掲げる占用物件に係るものについて特に必要があると認める場合においては、占用者の申請により、占用料の額を減額し、又は免除することができる。 (1) 法第35条に規定する事業(道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第19条に規定するものを除く。)及び地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する公営企業に係るもの (2) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び鉄道事業法(昭和61年法律第92号)による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設 (3) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第11条第1項に規定する都市施設 (4) 公衆が常時無料で道路交通の一環として通行する通路 (5) 沿道から道路に出入りするために設置する通路その他これに類する施設 (6) ガス、電気、水道、下水道等の各戸引込管線類 (7) 祭典その他恒例により設置する施設 (8) 前各号のほか市長が特に必要があると認めるもの 2 市長は、前項に定めるもののほか、天災地変その他占用者の責に帰することのできない理由により占用の目的を遂行することができないと認める場合においては、その期間に相当する占用料の額の全部又は一部を免除することができる。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日